

学校安全の体系及び主な課題等

- 学校安全は、①児童生徒等が自ら安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成と、②児童生徒等の安全を確保するための体制整備により推進（「安全教育」と「安全管理」から構成）。
～学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 第2節学校安全の考え方 ポイントより抜粋(P.9)～
- 東日本大震災・熊本地震のような地震及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外における子供を脅かす事件など、様々な安全上の課題への対応が求められている。

学校安全の体系

- 学校保健安全法
- 第3次学校安全の推進に関する計画（閣議決定）
（令和4年度～令和8年度）
※文部科学省に「学校安全の推進に関する有識者会議」を設置

各学校

国公私全体での作成率 97.9%
私立学校のみでの作成率 92.0%

- 学校安全計画【作成義務】
 - ✓ 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理）の年間計画
- 危機管理マニュアル【作成義務】
 - ✓ 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順

各教科、総合学習、特別活動等における指導

安全点検・訓練の実施、各種災害時の安全措置
校内の協力体制・研修、家庭・地域社会との連携

- 学校の管理下で重大事故が発生した場合は、**学校事故対応に関する指針**に基づき、学校設置者等への報告・原因調査等を行う（死亡事故は国へ報告）

主な課題・取組

- 防犯・交通安全
 - ✓ 通学路の安全確保に向け、「登下校見守り活動ハンドブック」を活用したスクールガード等による見守り活動の充実や、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化
- 防災
 - ✓ 防災教育手法の開発等を行うモデル事業の展開、防災教育の充実や質の向上に向けた参考資料の作成等
- 共通・その他
 - ✓ 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を活用した、学校における「危機管理マニュアル」等の見直しの促進
 - ✓ 学校教育活動全体を通じた安全教育の充実
 - ✓ 専門家等アドバイザーの指導・助言を取り入れた学校安全推進の支援
 - ✓ 安全教育の指導者への研修実施の支援
 - ✓ 熱中症事故の防止、有害環境対策の推進

学校安全計画

概要・作成状況

- 学校保健安全法第27条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で策定。
- 全ての学校（1条校）に**作成義務**。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理の両方を含む）の年間計画。
- 毎学期1回以上、計画に基づく安全点検を行う義務（施行規則第28条）。

学校保健安全法（抄）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

策定状況（R3年度末）

私立学校のみでは92.0%

策定している学校の割合		97.9%
策定している学校のうち、安全指導について盛り込んでいる学校の割合		99.8%
策定している学校のうち、職員研修等について盛り込んでいる学校の割合		92.3%
策定している学校のうち、学校の施設及び設備の安全点検について盛り込んでいる学校の割合		97.7%
策定している学校のうち、計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合		74.3%

記載内容例（小学校）

	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全教育	・安全な登下校	・防犯教室	・安全なプールの利用の仕方 	・自転車乗車時の約束 	・校庭や屋上の使い方の決まり	・乗り物の安全な乗り降りの方	・校庭や屋上の使い方の決まり	・冬休みの安全な過ごし方	・「おかしも」の約束	・身近な道路標識 	・けがをしやすい時間と場所
安全管理	・避難路の確認	・諸設備の点検	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・校外学習時の道路の歩き方	・安全な登下校 	・凍結路や雪道の歩き方	・防災用具の点検・整備 	・学区内の安全施設の確認	・1年間の評価と反省
組織活動	・春の交通安全運動期間の街頭指導 	・熱中症予防と発生時の対応	・地域ぐるみの学校安全推進委員会	・地域パトロール意見交換会	・秋の交通安全運動期間の街頭指導	・学校安全委員会	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会	・地域ぐるみの学校安全推進委員会

※学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」に記載例を示している

危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)

根拠・作成状況

- 学校保健安全法第29条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で作成。
- 全ての学校（1条校）に**作成義務**。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアル。作成状況（R3年度実績）

作成率	99.1%
作成している学校のうち盛り込んでいる内容の割合	
生活安全	93.2%
災害安全	97.3%
交通安全	75.7%

私立学校
のみでは
96.5%

学校保健安全法（抄）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

作成のガイドライン

※平成14年から作成

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（H24.3）

- 東日本大震災を受けて、地震・津波を想定した事前、発生時、事後の危機管理について、学校防災マニュアル(危機管理マニュアルと同義)の作成、見直し、改善の行う際の留意点や手順、各種資料等を示したもの。



学校の危機管理マニュアル作成の手引（H30.2）

- 近年の様々な安全上の課題を踏まえて、不審者侵入、交通事故、気象災害、地震・津波、弾道ミサイル発射、学校への犯罪予告などを想定した危機管理マニュアル作成の手引。特別支援学校・幼稚園における留意点も記載。



記載内容

<事前の危機管理>

- ・ 体制整備：学校と関係機関（教育委員会、警察、医療機関、首長部局、PTAなどとの連携体制、協議会など）
- ・ 点検：危険箇所の抽出
・ 分析・管理
- ・ 避難訓練：避難計画の策定と訓練の実施



- ・ 教職員研修：学校安全の中核となる教員の養成、研修、校内研修
- ・ 安全教育：危険予測・危険回避能力の育成、学校安全計画に基づく系統的な指導 「通学路安全マップ」の作成



<発生時の危機管理>

- ・ 事故発生直後の対応

<事後の危機管理>

- ・ 安否確認
- ・ 引渡しと待機
- ・ 教育活動の継続
- ・ 避難所協力
- ・ 心のケア
- ・ 調査・検証・報告・再発防止等



評価・見直しガイドライン

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（R3.6）

- 見直し・改善を行う際の視点・考え方、その他の参考となる掲載を解説した内容をはじめ、マニュアルを見直す際になる情報として「コラム」も掲載。



第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（**計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間**）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の**実効性に課題**
- 学校安全の**取組内容や意識の差**
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
など

施策の基本的な方向性

- **学校安全計画・危機管理マニュアル**を見直すサイクルを構築し、**学校安全の実効性**を高める
- **地域の多様な主体と密接に連携・協働**し、**子供の視点**を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における**実践的・実効的な安全教育**を推進する
- **地域の災害リスク**を踏まえた実践的な**防災教育・訓練**を実施する
- 事故情報や学校の取組状況など**データを活用し学校安全を「見える化」**する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における**安全文化の醸成**）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、**主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること**
- 学校管理下における児童生徒等の**死亡事故の発生件数について限りなくゼロ**にすること
- 学校管理下における児童生徒等の**負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少**させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

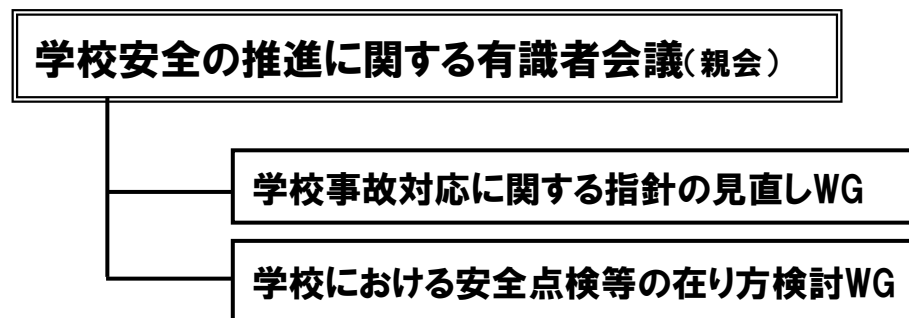
- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

「学校安全の推進に関する有識者会議」について

1. 令和5年度における検討体制

「学校事故対応に関する指針の見直し」及び「学校における安全点検等の在り方（消費者安全調査委員会からの意見への対応も含む）」について議論を深掘りするため、設置要綱に基づき、ワーキンググループ（WG）を設置し、機動的に検討を進める。

親会においては、定期的にWGから検討状況の報告を受け、各テーマの関係性を俯瞰し、学校安全の推進に係る諸政策の一体性を図った議論を進める。



2. 検討の進め方

- 第3次計画期間（令和4年度～8年度）においては、以下の6点を本会議の検討テーマとする。
 - ・ **学校事故対応に関する指針の見直しについて**
 - ・ 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について
 - ・ 学校安全を推進するための組織体制の在り方について
 - ・ 学校における安全教育の取組のさらなる充実について
 - ・ **学校における安全点検の在り方について**
 - ・ 学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証について
- 「**学校事故対応に関する指針の見直し**」と「**学校における安全点検等の在り方**」の検討の後、「危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める施策」と「学校安全を推進するための組織体制の在り方」について、それぞれ順次検討を進めることとする。
- 「学校における安全教育の取組のさらなる充実」と「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」については、テーマの性質に鑑み、第3次計画期間中は継続的に議論を行うこととする。
- WGを設置する場合には、それぞれ検討に当たってその範囲を明示し、各WGの検討状況を親会と共有することで各テーマの関係性を整理しながら、常に政策としての一体性を確保しつつ議論を進める。

「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」における検討事項

課題

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

- 事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

これまでの有識者会議における主な意見

- 詳細調査への移行及び調査委員会設置の在り方を検討、国が一元的に調査することも必要。
- 保護者が詳細調査を望まない場合等もあり、詳細調査への移行する判断や事故対応の報告を求める対象を整理すべき。
- 指針運用の周知徹底が課題で指針に沿った対応を通知等で依頼すべき。
- 国に報告が上がってこない実情に対して、情報が集まってくる仕組みと連動させるべき。
- 詳細調査の専門家の活用で、事故事案ごとに専門家を構成していくことも必要。
- 学校現場に基本調査の方法をわかりやすく解説したマニュアル必要。
- コーディネーターの機能、被害児童生徒等への支援に課題はないか把握することが必要。

主な検討事項

「学校事故対応に関する指針」の改訂

- 1 詳細調査に移行する判断基準及び詳細調査の在り方
- 2 国への死亡事故報告の在り方
 - ・ 他機関の事故報告を踏まえて
- 3 被害児童生徒等やその家族へ配慮した支援
- 4 指針の運用に関する周知徹底（研修等）
- 5 事故の再発防止

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・ 現指針運用に関する実態調査（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会を対象）
- ・ 詳細調査に関するヒアリング（詳細調査を行った教育委員会等より）

「学校の安全点検等の在り方検討ワーキンググループ」における検討事項

課題

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

- 児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。
- 近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

学校安全の推進に関する有識者会議における主な意見

- 教員が安全点検を行う際の視点や対象について、点検の主体・内容の分類、点検体制の仕組みを構築
- 安全点検の際に子供の視点を入れる（例えばGIGA端末を活用した校内のヒヤリハット事案共有など）
- 安全点検に警察や消防などの地域の関係機関の視点も盛り込む

【消費者事故調査委員会報告書を受けて】

- ☑ マクロデータの活用など、子供の様子と環境との関係を観察してリスクを抽出していく
- ☑ 法律に基づく行政が行う定期的な外部人材による専門的な点検と、教員が行う教育活動上での使用上の安全点検を整理
- ☑ 危険な施設や設備が学校に配置されないようにすることも視野に入れる
- ☑ 学校の安全点検に外部の視点を入れていく

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・ 消費者安全法第33条に基づく意見等を受けた安全点検の実施と結果報告（各学校を対象）
- ・ 外部人材等を活用した安全点検の好事例の収集
- ・ 安全点検に関するヒアリング

学校における安全点検要領(仮称)の作成

- 1 消費者安全法第33条に基づく意見等を受けた安全点検
- 2 学校と教育委員会が行う安全点検体制
- 3 教職員が行う安全点検の視点や対象
- 4 外部人材（専門家）等の活用
- 5 子供の視点を取り入れた安全点検 等

主な検討事項

消費者安全調査委員会「学校の施設又は設備による事故等」調査報告書

1. 調査の概要

消費者安全調査委員会は、被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査を実施（以下は訪問した学校において確認された、死亡の危険のある設備例）。その結果を取りまとめた報告書が令和5年3月3日に公表された。



写真1 教室の窓際に設置された棚



図1 事故イメージ
(棚に登り窓から転落)



写真2 積み重ねられ
固定されていない棚



図2 事故のイメージ
(棚の転倒及び落下)

2. 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

文部科学大臣への意見

1 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検に関する手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検に関する担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故が発生する可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。

学校安全教室の推進

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

29百万円
35百万円

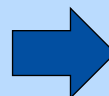


文部科学省

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

○安全教育上の課題

- 様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも**実効的な取組に結びついていない**
- 児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達段階に応じた取組の推進が必要**
- 地域・学校設置者・学校・教職員間において**学校安全の取組内容や意識に差がある**
- SNSに起因する犯罪、性犯罪・性暴力等**現代的課題への対応も必要**



教職員等の安全教育における指導力の向上等が必要



○都道府県等における教職員等への研修の実施等

※「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容を盛り込みつつ実施

・安全教育の指導者の養成

・教職員等の安全対応能力の向上

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

防犯教室講習会

- 不審者侵入時の対応、防犯避難訓練の実施
- 防犯対策、さすまた・防護盾を活用した防犯訓練**
- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 危険予測・回避能力等を育むための指導 等



防災教室講習会

- ロールプレイングの導入、安全マップの作成方法
- 熱中症予防対策等の推進
- 災害発生時の適切な判断（正常性バイアスを含む）と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等



事故対応に関する講習会

- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

心肺蘇生法実技講習会

- 蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習
- AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実技講習 等



交通安全教室講習会

- 登下校の安全確保のポイント、通学路合同点検のチェックポイント
- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導、電動キックボードの交通方法等の指導
- 関係団体や外部講師による講習会 等



<リーフレット>

「たいせつないのちとあんぜん」

・現代的課題への対応

・リーフレットの作成・配布

教職員等の研修・訓練の充実

小学校新1年生向けのリーフレット

- 教職員のための学校安全eラーニングの活用
- 様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- SNSに起因する犯罪や性犯罪等への対策
- ヒヤリハット事例の活用、子供の視点を加えた安全点検の手法の確立 等



- 防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の小学校新1年生全員に配布（約120万部）



○期待される成果

児童生徒等が**安全に関する資質・能力を身に付ける**



児童生徒等の**障害や重度の負傷を伴う事故を減少させる**



児童生徒等の**死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする**

学校安全の推進に向けた課題

- ・学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが**実効的な取組に結び付いていない**。
- ・地域、学校設置者、学校教職員の学校安全の**取組内容や意識に差がある**。
- ・東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた**実践的な防災教育を全国的に進めていくことが必要である**。
- ・地域の多様な主体と連携・協同し、**子供の視点を加えた安全対策を推進する必要がある**。

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）に基づく取組を推進

1. 組織的取組	2. 関係機関との連携	3. 安全教育	4. 安全管理	5. 横断的事項
<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全計画のPDCAサイクルの確立 ・学校安全に係る中核的職員の育成配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクール等の仕組みの活用 ・関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育 ・体験活動やデジタル技術を活用した安全教育 ・幼児期、特別支援学校の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の視点を加えた安全点検 ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全情報の見える化 ・通学路の安全対策等の好事例の実情把握 ・設置主体（国公立）に関わらない取組の推進 ・学校安全を意識する機会の設定(学校安全の日等)

セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方※を取り込み、全国的に学校安全を推進していく。

※安全教育・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教員の設置、関係機関との連携、評価改善の実施など、継続的に学校安全に取り組む。

● 学校安全推進体制の構築 R6予算額(案) 180百万円(184百万円)

【都道府県・指定都市教育委員会への委託事業、平成24年度事業開始】

計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る。



● 学校安全に係る専門性向上支援 R6予算額(案) 26百万円(53百万円)

【民間企業等への委託事業、令和4年度事業開始】

各学校（国公立・私立含む）に対し、学校安全に係る研修の実施、専門家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校の安全の推進を図る。

②26,395千円×1団体=26,396
②26,396千円×2団体=52,791

学校安全実践力向上セミナー等の開催

- ・学校設置主体の別を問わず学校安全推進のためのセミナーを開催
例）防犯・事故対応等テーマ別オンラインセミナー 危機管理マニュアル見直しセミナー

SPSの考え方を取り入れた取組の支援（専門家等の派遣）

- ・PDCAサイクルに基づく学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すアドバイザー派遣等
- ・各学校の安全点検・事故対応の高度化に資するよう、各地域での助言等を実施
- ・避難計画に関する合同相談会の実施

学校安全指導者研修会の開催

- ・各地域における学校安全に関する研修講師等となる者に、効果的な研修会実施に必要な知識などを習得させることで、各地域における研修会の質を向上

学校安全ポータルサイト

- 研修会情報
- 文科省作成資料
(危機管理マニュアル作成の手引き等)
- 都道府県等作成資料
(児童生徒等向け教材・教職員向けの資料等)
- 重大事故事例
- 熱中症対策情報 等

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

What's New 新着情報

12月18日 サイト内のキーワード検索機能を実装しました。トップページ(このページ)はページ右端、その他のページはペー

学校安全に関する情報は「学校安全ポータルサイト」で検索！！



こちらのQRコードからサイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

学校事故対応に関する指針・事故事例共有

水害に備えた防災教育 マイ・タイムラインの活用について

学校への不審者侵入の防止と対応

Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)

教職員のための学校安全e-ラーニング

キーワードから探す

Google 提供

11月 アクセスランキング

1 Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)
文部科学省作成

2 学校管理下における重大事故事例「1中学校ハンドボール部熱中症」

教職員のための学校安全e-ラーニング

全ての教職員は、各キャリアステージにおいて必要な学校安全に関する資質・能力を身に付けることが求められています。「教職員のための学校安全e-ラーニング」は誰でも・いつでも・どこでも、学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶことができます。

画面イメージ

基礎研修② 安全教育の基礎

- はじめに
1. 安全教育の目標
 - [1] 安全教育の目標
 - [2] 安全教育の目指す資質・能力
 - [3] 発達段階に応じた安全教育の目標
 2. 安全教育の内容
 - [1] 学校安全の3領域
 - [2] 安全教育の内容—生活安全—
 - [3] 安全教育の内容—交通安全—
 - [4] 安全教育の内容—災害安全—
 3. 安全教育の進め方
 - [1] 教育課程における安全教育
 - [2] 各教科等における指導
 - [3] 特別活動における指導

教育課程における安全教育

安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育む



- ✓ 安全に関する内容のつながりを整理（安全計画に位置付け）
⇒ 系統的・体系的な安全教育を計画的に
- ✓ 家庭や地域社会との連携 ✓ 校種間連携
- ✓ 必要な人的又は物的な体制の確保

活用シーン

教職員向け研修の
事前学習教材や動画教材として



学校安全ポータル
サイトで誰でも
学べます！

大学の
学校安全に関する
講義の教材として



個人の自己学習教材として



コースの名称	対象者	主な内容
基礎研修①	教職員を目指す学生等	学校安全の全体像
基礎研修②		安全教育の基礎
基礎研修③		安全管理の基礎
初任者等向け研修	1年目から概ね5年程度の教職員	学校安全の具体
中堅教員向け研修	概ね6年以上、中堅として活動する教職員	学校安全のPDCA
管理職向け研修	管理職又はそれに準じる立場の教職員	目標と体系、組織活動

受講修了証

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○ 殿

あなたは、下記の研修を受講し、学校安全に関して必要な知識等を修得されましたので、これを証します。

記
教職員のための学校安全e-ラーニング
基礎研修①

令和 ○年 ○月 ○日

文部科学省 安全教育推進室

小テストに合格すると修了証が発行されます！

夏休み中に多くの方が受講しています😊